

新型コロナウイルス感染症対策に伴う

契約書等の受け渡し方法の変更について

- ①まん延防止のため、書類の受け渡しは基本的に郵送でお願いします。
- ②持参も可能ですが、契約締結後の契約書を郵送しますので返信用封筒(切手貼付)も持参下さい。持参される場合は、マスク着用と窓口で名刺の提出又は受付票に来庁者の氏名と会社名の記入をお願いします。

令和2年4月21日  
那覇市 法制契約課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今後事態が落ち着くまでの間、契約書(当初契約締結・変更契約締結)等の受け渡しを次のとおりとします。

- ① **郵送**の場合 → 下記 **郵送での契約書受け渡しの流れ**参照
- ② **持参**の場合 → 持参の場合で、契約書(受注者控)の返却方法を郵送希望としない場合は、マスク着用と窓口で名刺の提出又は受付票に来庁者の氏名と会社名の記入をお願いします。  
※この場合は、感染リスクを減らすため、少し離れたところでお待ちいただくことがあります。あらかじめご了承ください。

**郵送での契約書受け渡しの流れ**

法制契約課から契約書一式及び、提出に必要な書類のデータをメールで送信します。

受注者：契約書類一式を作成し、課税免税事業者届・誓約書・契約保証書を同封し**郵送**で提出。

**《お願い》送付先を記入した返信用の封筒(切手貼付)を同封してください。**

**※切手の金額に不足がないよう必ずご確認ください。確実に届いたことを確認できるようにレターパック等のご利用をお願いします。(返信用含む)**



発注者：公印(那覇市長印)を押印後、契約書(受注者控)を受注者へ返送。

**《郵送先》**

※那覇市役所 法制契約課 工事契約G  
住所：900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号  
直通電話：(098)951-3253 FAX：(098)894-8974

**《契約書の提出期限》**

○通常、契約締結期限(落札決定通知の翌日から7日以内)までに提出していただいておりますが、郵送での受け渡しを実施する間は、契約締結期限までに発送(契約期限当日消印)していただければ差し支えないこととします。

**〈ご注意〉**

- 契約保証について(委託契約の場合は契約保証は不要です。)  
契約保証の書類の作成日は必ず契約日以前である必要があります。特に、銀行等による保証の場合、契約締結日以降に書類が到着した段階で間違いが確認されても修正ができず、その場合には契約保証書の差し替えの完了まで契約の締結ができません。間違いがないように十分注意してください。

**その他の書類について**

- 資格審査の書類は電子入札システムで提出してください。
- リサイクル協議・建築士法第22条の3の3の協議の書類の提出については事業課担当と調整してください。
- 契約書類以外の書類についても、郵送で受け渡しができるものについては郵送でも可といたします。詳細については、法制契約課(098-951-3253)

## 受付票（新型コロナウイルス感染症関係）

1 来庁日時 令和 年 月 日 午前・午後 時 分

2 会社名及び訪問者名

3 連絡先電話番号

（本受付票に記載された個人情報は、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止する目的のみに使用します。）

## 受付票（新型コロナウイルス感染症関係）

1 来庁日時 令和 年 月 日 午前・午後 時 分

2 会社名及び訪問者名

3 連絡先電話番号

（本受付票に記載された個人情報は、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止する目的のみに使用します。）